

有価証券の売買等又はその受託に関する規制措置

(有価証券の売買等又はその受託に関する規制措置)

第1条 業務規程第63条の規定に基づき、本所が有価証券の売買等又はその受託に関し行うことができる規制措置は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 信用取引による売付け若しくは買付けに係る委託保証金又は発行日取引に係る委託保証金の率の引上げ又は当該委託保証金の有価証券をもってする代用の制限
- (2) 信用取引による売付け若しくは買付けに係る委託保証金又は発行日取引に係る委託保証金を有価証券をもって代用する場合の代用価格の計算において、時価に乘すべき率の引下げ
- (3) 信用取引による売付け又は買付けに係る委託保証金の有価証券をもってする代用の制限を行う場合において、当該委託保証金のうち有価証券をもって代用することができない部分の全部又は一部に相当する額の金銭の取引参加者による本所への預託
- (4) 信用取引による売付け若しくは買付け（取引参加者の信用売り又は信用買いを含む。）の制限又は禁止
- (5) 発行日取引の総売付株数又は総買付株数の制限
- (6) 発行日取引につき、取引参加者が預託すべき売買証拠金（株式会社日本証券クリアリング機構の定める売買証拠金又は清算・決済規程第17条に定める売買証拠金をいう。以下同じ。）について、次に掲げる事項
 - a 売買証拠金の預託日時の繰上げ
 - b 売買証拠金の額の引上げ又は当該売買証拠金の有価証券をもってする代用の制限
 - c 発行日取引の総売付株数又は総買付株数の一定数量以上についての売買証拠金の累増

- (7) 先物・オプション取引（清算・決済規程第3条第2項に規定する先物・オプション取引をいう。以下同じ。）に係る証拠金又は取引証拠金について、次に掲げる事項
- a 証拠金又は取引証拠金の差入日時又は預託日時の繰上げ
 - b 証拠金若しくは取引証拠金の額の引上げ又は当該証拠金若しくは当該取引証拠金の有価証券をもってする代用の制限
 - c 証拠金又は取引証拠金を有価証券をもって代用する場合の代用価格の計算において、時価に乘すべき率の引下げ
- (8) 先物・オプション取引の売付け又は買付けの制限又は禁止
- (9) 先物・オプション取引の総売建玉又は総買建玉の制限
- (10) 取引所FX取引に係る証拠金又は取引証拠金について、次に掲げる事項
- a 証拠金又は取引証拠金の差入日時又は預託日時の繰上げ
 - b 証拠金若しくは取引証拠金の額の引上げ又は当該証拠金若しくは当該取引証拠金の有価証券をもってする代用の制限
 - c 証拠金又は取引証拠金を有価証券をもって代用する場合の代用価格の計算において、時価に乘すべき率の引下げ
- (11) 取引所FX取引の売付け又は買付けの制限又は禁止
- (12) 取引所FX取引の総売建玉又は総買建玉の制限
- (13) 委託に基づく売付有価証券若しくは買付代金又はオプション取引の買付けに係る取引代金の決済日前における預託の受入れ
- (14) 取引参加者の自己計算による売付け又は買付け（取引一任契約（金融商品取引法第2条に規定する定義に関する内閣府令（平成5年大蔵省令第14号）第16条第1項第8号口に規定する取引一任契約をいう。）に基づく売付け又は買付けを含む。）の制限又は禁止
- (15) 信用取引残高の日々公表
- (16) その他市場秩序を維持するために必要な措置

(有価証券等清算取次ぎに対する適用)

第2条 有価証券の売買等に係る有価証券等清算取次ぎについては、有価証券等清算取次ぎを委託する取引参加者を当該有価証券の売買等を行う者とみなしてこの規則を適用する。

(特設注意市場銘柄に指定された銘柄等に係る信用取引残高の公表)

第2条の2 本所は、有価証券上場規程第14条の6及びJASDAQにおける有価証券上場規程第40条に規定する特設注意市場銘柄に指定された銘柄が信用取引を行うことができる銘柄である場合には、その信用取引残高を日々公表するものとする。

(注) この規則における用語の意義は、次に掲げる規則において定めるところによる。

- (1) 指数先物取引に関する業務規程及び受託契約準則の特例
- (2) 個別証券オプション取引に関する業務規程、信用取引・貸借取引規程及び受託契約準則の特例
- (3) 指数オプション取引に関する業務規程及び受託契約準則の特例
- (4) 取引所外国為替証拠金取引に関する業務規程及び受託契約準則の特例
- (5) 先物・オプション取引に係る証拠金及び未決済約定の引継ぎ等に関する規則
- (6) 取引所外国為替証拠金取引に係る証拠金及び未決済約定の引継ぎ等に関する規則

付 則

この決定は、平成10年11月30日から施行する。ただし、規則名及び本文の改正規定は、平成10年12月1日から施行する。

付 則

この決定は，本所が定める日から施行する。

(注)「本所が定める日」は平成12年10月30日

付 則

この規則は，平成15年1月14日から施行する。

付 則

この規則は，平成15年2月1日から施行する。

付 則

この規則は，平成16年6月30日から施行する。

付 則

この規則は，平成19年5月21日から施行する。

付 則

この規則は，平成19年9月30日から施行する。

付 則

この規則は，平成20年2月1日から施行する。

付 則

この規則は，平成20年4月21日から施行する。

付 則

この規則は，平成21年6月16日から施行する。

付 則

この規則は，平成21年12月30日から施行する。

付 則

この規則は，平成22年10月12日から施行する。

付 則

この規則は，平成24年2月27日から施行する。

付 則

この規則は，平成25年1月1日から施行する。